



# 【展示会等出展助成金のお知らせ！】

## 展示会等の出展料 に対して 2/3 以内

1 企業 100,000 円 を上限に助成します。

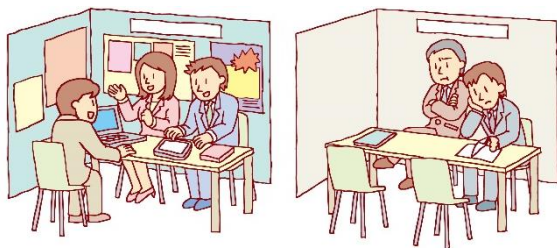
●対象者 北杜市商工会員事業所（販路開拓を積極的に取り組む事業所）

●助成対象となる展示会等

令和8年4月1日（水）から令和9年2月28日（日）までに完了する「販売を主たる目的としない展示会」等とする

●助成額等

- ①当該年度内1企業につき 100,000 円を上限とし、展示会等出展料の3分の2以内とする
  - ②助成件数は、予算の範囲内とする
  - ③他の補助金、助成金等の併用はできないものとする
  - ④助成額は、減額する場合もある
  - ⑤助成金の支払いは、事業終了後の精算払いとする
  - ⑥助成金の支払いは、振込とする（振込手数料は商工会負担）
- \*詳細は、交付決定時に交付決定通知を申請者宛に送付致します。



●手続きの流れ

①申込	➡	②決定通知	➡	③出展	➡	④出展報告	➡	⑤支払
申込書に必要事項を記入し商工会へ提出		商工会で内容確認後、「交付決定通知」を送付		申請した展示会に出展（展示会出展の様子を撮影）		実施報告書・請求書を作成して商工会へ提出		報告書類を確認後、助成金を支払う
（事業所）		（商工会）		（事業所）		（事業所）		（商工会）

※展示会等出展終了後、1ヶ月以内または令和9年3月10日（水）のいずれか早い日までに実施報告書、助成金対象経費に係る領収書等必要書類を添付して、商工会へ提出する

※申請様式等は、商工会のホームページからダウンロードできます。<https://www.hokuto-city-shokokai.jp/>

●留意事項

- ①交付決定後、出展する展示会等に変更がある場合は、すみやかに商工会へご連絡下さい。
- ②交付決定者が、申請内容の実施が困難な場合や、本事業の目的・趣旨と逸脱するような事態が発生した場合は、助成金の交付を取り消す場合があります。
- ③令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）までの実施日を対象と致します。

**※実施報告書等の提出期限は令和9年3月10日（水）厳守**



お問合わせ お申込み先	北杜市商工会	
	TEL : 0551-32-1211	FAX : 0551-32-1215